	防災対策事業	防災基盤整備事業	75%
		公共施設等耐震化事業	90%
		自然災害防止事業	100%
	地方道路等整備事業		90%
	旧合併特例事業	旧市町村合併特例事業	95% （地方公営企業への出資・補助等 100%）
		旧市町村合併推進事業	90%
辺地及び過疎対策事業	辺地対策事業		100% （公営企業債の対象となる施設 50%）
	過疎対策事業		100% （公営企業債の対象となる施設 50% 集落再編整備のための住宅 75%）
公共用地先行取得等事業			
行政改革推進			
調整			
公営企業債			
水道事業			
工業用水道事業			
交通事業			
電気事業・ガス事業			
港湾整備事業			
病院事業・介護サービス事業			
市場事業・と畜場事業			100%
地域開発事業			
下水道事業			
観光その他事業			
公営企業借換債			
臨時財政対策債			
退職手当債			
国の予算等貸付金債			
減収補塡債			
減収補塡債（特例分）			
再生振替特例債			

（注１）　補正予算債の充当率は、別に定める。

（注２）　「阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第２条第１項の特定被災地方公共団体である市町村を定める政令」により指定された市町村が実施する事業の充当率は、100%とする。

（注３）　公共事業等債において、社会資本整備総合交付金のうち従前の地域活力基盤創造交付金見合い分を受けて実施する事業で、平成21年度末までに①用地取得の一部、②補償の一部、③本体工事のいずれかの段階まで事業が進捗しているものについては、平成21年度の地方道路等整備事業の充当率とすることも可能とする。

（注４）　地域活性化事業において、平成21年度までに提出した地域活性化事業計画に位置づけられている事業であって、平成23年度以降引き続き実施することが必要なものについては従前の例による。

（注５）　防災対策事業の防災基盤整備事業におけるデジタル化関連事業等の充当率は、90%とする。

（注６）　資金区分の変更等による借換債の充当率は、100%とする。

（別掲）

事業区分		対象事業	充当率
大項目	小項目		
一般補助施設整備等事業、一般単独・一般事業共通		消防・防災施設整備事業	90% （消防庁舎の整備事業（広域化に係るものを除く） 75%）